

金沢市安定雇用促進奨励金（トライアル雇用奨励金）

対 象 者	<p>国の「トライアル雇用」事業を活用し、「試行雇用奨励金」の支給対象とされた方のうち、金沢市内に住所を有する対象者（求職者）を、国の「トライアル雇用事業」の終了後も引き続き常用雇用した事業主。</p> <p>〔トライアル雇用の対象者〕</p> <ul style="list-style-type: none">中高年齢者（45歳以上の者）若年者等（40歳未満の者）母子家庭の母等障害者
助 成 額	「トライアル雇用」を終了後、常用雇用に移行してから最初の3ヶ月について1人につき 60,000円
申請要件	「トライアル雇用」を終了後、常用雇用となって3ヶ月を経過する日から3ヶ月以内に申請してください。 国の助成金の支給要件を準用します。
担 当 課	金沢市役所 労働政策課 TEL 220 - 2199